

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第五条第一項中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第十二条中「課長が」を「下水道管理課長が」に改める。

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、出納取扱金融機関に払い込んでいない現金の合計額が千円に達しない場合は、当該現金のうち最初に収納したものを収納した日の属する月の末日までの間、払込みを延期することができる。

第八十五条第一項及び第二項並びに第九十四条ただし書中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第九十六条中「所長」を「課長又は所長」に、「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第九十八条第一項及び第三項、第一百条、第一百七条並びに第一百五十五条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第二百一十一条第二項中「課長」を「下水道管理課長」に、「所長」を「課長又は所長」に改める。

第二百二十二条中「投資及び基金」を「投資その他の資産」に改める。

第二百二十四条第一項中「課長は」を「下水道管理課長は」に改める。

第四百十五条第二項中「課長」を「下水道管理課長」に改め、同条第三項中「課長」を「下水道管理課長」に、「所長」を「課長又は所長」に改める。

第五百十条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第一百五十一条中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 履行の延長

十三 協議による契約の解除等

十四 契約の履行の届出

第六百六十七条第一項及び第二項、第八百八十九条第一項及び第二項、第九百九十三条

第一項、第二百七条、第二百八条、第二百九条第一項及び第二項、第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百七条第一項並びに第二百二十条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

別表第一資産の部（一）固定資産の表中「土地、建物、構築物、機械、装置、車両、工具、器具、備品、建設仮勘定及びその他有形固定資産に区分して記載する。」

を「目及び節は固定資産台帳で整理するときに使用するものとする。」に改める。
別表第四に次の一号を加える。

7 局長以上が決裁するものうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

別表第五の備考に次のように加える。

8 局長以上が決裁するものうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。